

## 令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、農業者が有機農業に従事することができるような体制を整え、有機農業で生産される農産物の安定的な生産の確立を図り、本市における有機農業を振興することを目的として、有機農業の技術向上を目的とした研修を受講する者に対し、予算の範囲内において令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要項により、補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する農業者若しくは農業に従事する意思を有する者又は市内に住所を有する農業者3人以上で組織する法人に従事する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 義務教育を修了し、令和7年4月1日現在において15歳以上65歳未満である者
- (2) 市税等（市県民税（森林環境税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がない者
- (3) 結城市暴力団排除条例（平成24年結城市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、受講開始の2週間前までに令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金交付申請書（様式第1号）を、次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修参加申込書の写し
- (2) 研修内容等を記載したカリキュラム
- (3) 市税等納付状況確認に関する同意書（様式第2号）又は滞納が無いことが分かる証明書
- (4) 債権者登録申請書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第5条 補助金の交付決定通知は、令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(内容の変更等)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金内容変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助の対象となる研修（以下「補助対象研修」という。）が予定の期間内に修了しない場合、又は研修の修了が困難となった場合は、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項に規定する内容の変更等について承認したときは、令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金内容変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、補助対象研修が修了したときは、補助対象研修が修了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第8条 補助金の額の確定の通知は、令和7年度結城市有機農業研修受講支援補助金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（経理区分）

第9条 交付決定者は、補助対象経費と他の経費を経理区分し、補助対象経費を明確にしておかなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、第2条に規定する補助対象者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、その者から返還させることができる。

（庶務）

第11条 この要項に定める手続等については、経済環境部農政課において処理する。

（補則）

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
次に掲げる条件を満たす研修の受講に要する経費 （1）市長が認める法人等が実施する有機農業の技術向上を目的とした研修であること。 （2）原則、1か月程度の研修の期間が設けられていること。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は6万円のうち、いずれか低い方の額